

鳥獣保護区における狩猟などによる捕獲等の特例制度の創設について

H28. 7. 13 岐阜県

1 提案事項

鳥獣保護区における狩猟などによる捕獲等の特例制度の創設

2 求める措置の具体的内容

鳥獣保護区やその周辺における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。

3 提案の背景

3-1 鳥獣被害対策の状況

野生鳥獣被害が深刻化する中、岐阜県では既存の制度を全て活用し、防護柵の設置、捕獲を柱として、農林業の鳥獣被害対策を進めている。

(1) 防護柵の設置

- ・平成 27 年度には 133 km 設置し、平成 18 年以降の設置延長は 1,400km を超えている。
- ・県機関に設置した専門指導員の活動等により、集落に対する研修会の開催、防護柵の設置指導等を実施し、27 年度末には対策が行える体制の整った集落は被害のあった 2,254 集落のうち 2,031 (約 90%)、防護柵を設置した集落は 1,535 (約 68%) となった。

(2) 捕獲の体制

捕獲区分	主体	目的	捕獲実施	報奨金等
有害鳥獣捕獲	市町村	被害対策	猟友会員	1 頭 1 万円等
個体数調整捕獲	県	シカ個体数削減	市町村 (猟友会員)	1 頭 1 万円
指定管理事業		上記を補完	猟友会員	1 頭 1 万円等

- ・市町村は、被害対策のために猟友会に委託し、1 頭 1 万円等の報奨金を支払い有害鳥獣の捕獲を実施している。
- ・県では、24 年度から、市町村の行うシカ個体数削減のための捕獲に対して 1 頭 1 万円の報奨金を支払う事業を開始した。更に、27 年度から、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「指定管理事業」という。）を、猟友会に委託して実施している。

- ・いずれの捕獲区分においても、捕獲は猟友会員が中心となって実施されている。

※指定管理事業について

(27年度の実績と評価)

- ・27年度はこの事業により3市の4鳥獣保護区でシカの捕獲を行ったところ、気候的に悪条件であったにもかかわらず60頭の捕獲実績があった。
- ・当該事業は生息密度を低下させ、農林業被害を低減することに一部寄与したと考えられる。

(既存事業と指定管理事業の棲み分けは難しい)

- ・指定管理事業は、27年度から始まった事業で、県管理計画では他の捕獲を補う位置付けとしているが、既に有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲が実施されている現状では、他の捕獲との棲み分けは、難しい状況にある。
- ・事業創設から年数が経過していないため当該事業を十分活用できていないことが考えられるが、シカ捕獲は喫緊の課題であり、この制度も活用して捕獲をすすめていく必要がある。

(3) 捕獲制度の緩和

- ・シカ・イノシシ共通事項として、狩猟期間の延長、休猟区での狩猟の特例、許可捕獲における許可期間や頭数基準の緩和をおこなっている。
- ・シカについては、狩猟の捕獲頭数上限の緩和、個体数調整目的の捕獲を全県的に可としている。

(4) 捕獲目標と実績

(シカ捕獲数は10年前から4.7倍に増加)

- ・シカについては、生息密度の低減を図るため、年間1万5千頭の捕獲を目標としている。
- ・捕獲頭数は森林内の堅果類の豊凶や気象状況によって変動があるが、17年度2,287頭であった捕獲頭数が、23年度以降の5年間の平均捕獲数は10,798頭と増加している。

(イノシシ捕獲数は10年前から2.1倍に増加)

- ・イノシシについてもシカ同様捕獲頭数には変動があるが、捕獲頭数は、17年度5,573頭であった捕獲頭数が、23年度以降の5年間の平均捕獲数は、11,643頭となっている。

3-2 近年の鳥獣被害の状況

(1) 農業被害額は依然高止まりしており対策は今後も必要

- ・被害対策の実施により、平成27年度農業被害額は339百万円と2年連続減少しているものの依然高止まりしている。なお、シカ・イノシシによる被害は203百万円

と総被害額の 60%を占める。

- ・今後気象状況等によって被害額が増える可能性が考えられるため、引き続き対策が必要。

(2) 森林生態系被害対策のためシカ捕獲が必要

- ・農業被害の他、被害金額の算出はできないが、シカの摂食によって森林内の下層植生が衰退し生物多様性が損なわれる森林生態系被害が発生している。
- ・生息密度の高く被害が深刻な地域は当然であるが、シカの繁殖力を考慮して、密度の低い地域においても被害が深刻化する前に捕獲による対策を進める必要がある。

(3) 鳥獣保護区やその周辺においてシカ・イノシシ被害が発生

- ・鳥獣保護区に関しては、県内 42 市町村のうち 28 市町村に 109 地区 75,819ha あり、このうち 22 市町村 58 地区ではシカ・イノシシが農林業被害を及ぼしている。
- ・また、シカによって森林生態系被害が深刻な保護区（衰退度ランクが 3 又は 4）は 14 地区ある。

3-3 被害対策（捕獲）の課題

(1) 鳥獣保護区における捕獲圧の強化と捕獲の担い手の確保

- ・捕獲の担い手が十分確保されていないことにより、鳥獣保護区でのシカに対する捕獲圧を高めることができない。
- ・県内のわな・一種狩猟免許所持者は、約 4,200 人（27 年度末）で、保護区において捕獲が認められている市町村の有害鳥獣捕獲や県の個体数調整捕獲に従事しているのは高齢化や仕事との関係等で約 2,300 人に限られている。
- ・指定管理事業については、農林業被害が多く、捕獲報奨金が充実し、捕獲の規制緩和が行われている中では、有害鳥獣捕獲等の従事者 2,300 人分の労力を分配している状態である。
- ・有害鳥獣捕獲等の従事者確保・増加のほか、狩猟免許取得者全体をいかに捕獲の担い手として確保・増加させるかが課題と考える。

(2) 許可捕獲の実施による行政の経費負担の軽減

- ・許可捕獲（有害鳥獣捕獲、個体数調整捕獲）では、捕獲頭数に応じて、報奨金を支払うため、市町村や県の負担は大きい。（例：27 年度県個体数調整捕獲 2,916 万円）
- ・報奨金支払いに必要な捕獲個体の確認のため、市町村職員は対応に追われている。

4 鳥獣保護区で鳥獣の狩猟ができないことに関する支障事例

(鳥獣被害により鳥獣保護区更新の同意取得が困難で、鳥獣保護区が減少している)

- ・鳥獣保護区は法第 28 条に規定するとおり、鳥獣の保護のため重要と認める区域で

あり、可能な限り保護区を維持していきたいと考えている。

- ・しかし、23年度から27年度までの5年間で、鳥獣被害の増大を理由として地元自治会等の同意を得られないことから、結果的に10地区5,954haが期間満了又は解除、5地区1,659haが区域縮小となった。

5 期待される効果

効果1 捕獲の担い手の掘り起しと鳥獣保護区における捕獲推進

- ・今回の提案が実現すれば、市町村の有害鳥獣捕獲に従事する2,300人の他に、狩猟期間中には最大で2,400人（有害鳥獣捕獲に従事しない県内狩猟免許所持者1,900人と県外狩猟者500人の計（H27年度狩猟登録者））が、鳥獣保護区内でのシカ・イノシシの捕獲に関わることが考えられる。
- ・特にニホンジカについては、森林生態系被害軽減のため、捕獲によって生息密度を下げることを目的に、年間1万5千頭の捕獲を目標に掲げているところであり、この制度緩和に誘引され、県内外の狩猟登録者が増え、捕獲数が増加することを期待したい。

県外狩猟者のシカ捕獲数 : 約1,400頭／約6,300頭（21%）

県外狩猟者のイノシシ捕獲数 : 約400頭／約6,100頭（7%）

（H26年度 狩猟捕獲数）

効果2 捕獲経費削減

- ・行政の費用負担のない狩猟によって鳥獣保護区内に生息するシカ・イノシシの捕獲がすすむため、市町村が有害鳥獣捕獲にかかる経費の削減効果が見込まれる。

6 考えられる懸念と当県の考え

（提案の前提）

- ・県内一律に狩猟を認めるのではなく、市町村等と協議して、狩猟可とする保護区、方法、期間を指定することを考えている。

（安全確保について）

- ・市街地近くや登山道等のある保護区については、狩猟可としない、又は捕獲方法をわなに限定するなどすることで、重大事故は防げると考えている。

（錯誤捕獲について）

- ・わなについては、シカ・イノシシをセットで狩猟可とし、箱わなについてはクマの脱出口を設けることで、放獣等の対応の難しい錯誤捕獲は最小限に抑えられると考える。
- ・銃については、矢先を十分確認し捕獲する必要があり、錯誤捕獲は考え難い。

（鳥獣の営巣活動への懸念について）

- ・鳥獣保護区での狩猟について、①狩猟の猟法、②狩猟を可とする時期を保護区ごとに設定することで、鳥獣の営巣放棄等の懸念を解消することは可能と考える。

②-2 ニホンジカの森林被害モニタリングの活用

【下層植生衰退度調査の結果】



1~3mの低木層・ササ類
に対する採食被害状況

下層植生衰退度ランク* : SDR
(Shrub-layer Decline Rank)

ND D0 D1 D2 D3 D4

被害無 小 中 大



目視を基本とした簡易調査を広域多地点
(県レベル、100地点以上)で実施



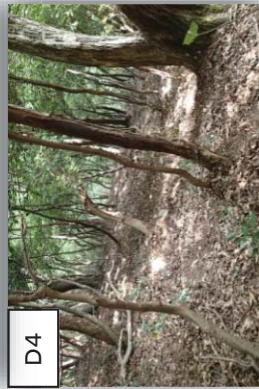
ND



D1



D3



D4

藤木大介博士(兵庫県森林動物研究センター)らが開発。

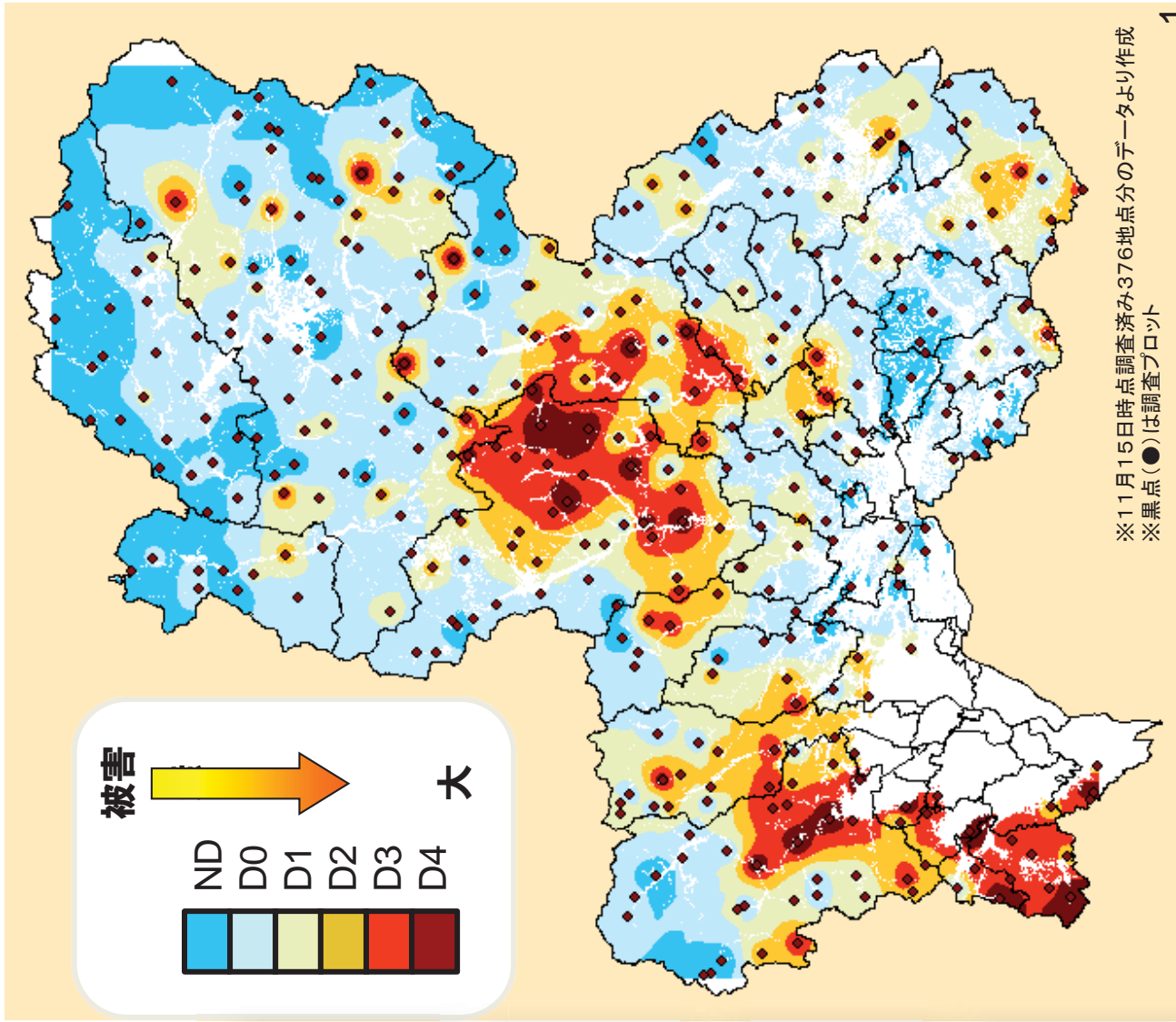
目視で森林下層植生の被害を調査し、ランク付けすることによって被害度を判定する。広域多地点での実施によって森林被害の空間分布を把握することかできる(市町村レベル以上、100地点以上が望ましい)。

植物に詳しくない行政職員でも実施できるよように設計されている。

現在、兵庫のほか、京都、滋賀、福井でも実施されている。

<落葉広葉樹林内の衰退度ランク別箇所数>

SDRランク	箇所数
無被害(ND)	64地点
衰退度0(D0)	145地点
衰退度1(D1)	50地点
衰退度2(D2)	49地点
衰退度3(D3)	45地点
衰退度4(D4)	23地点
合計	376地点



※11月15日時点調査済み376地点分のデータより作成
※黒点(●)は調査ポイント

